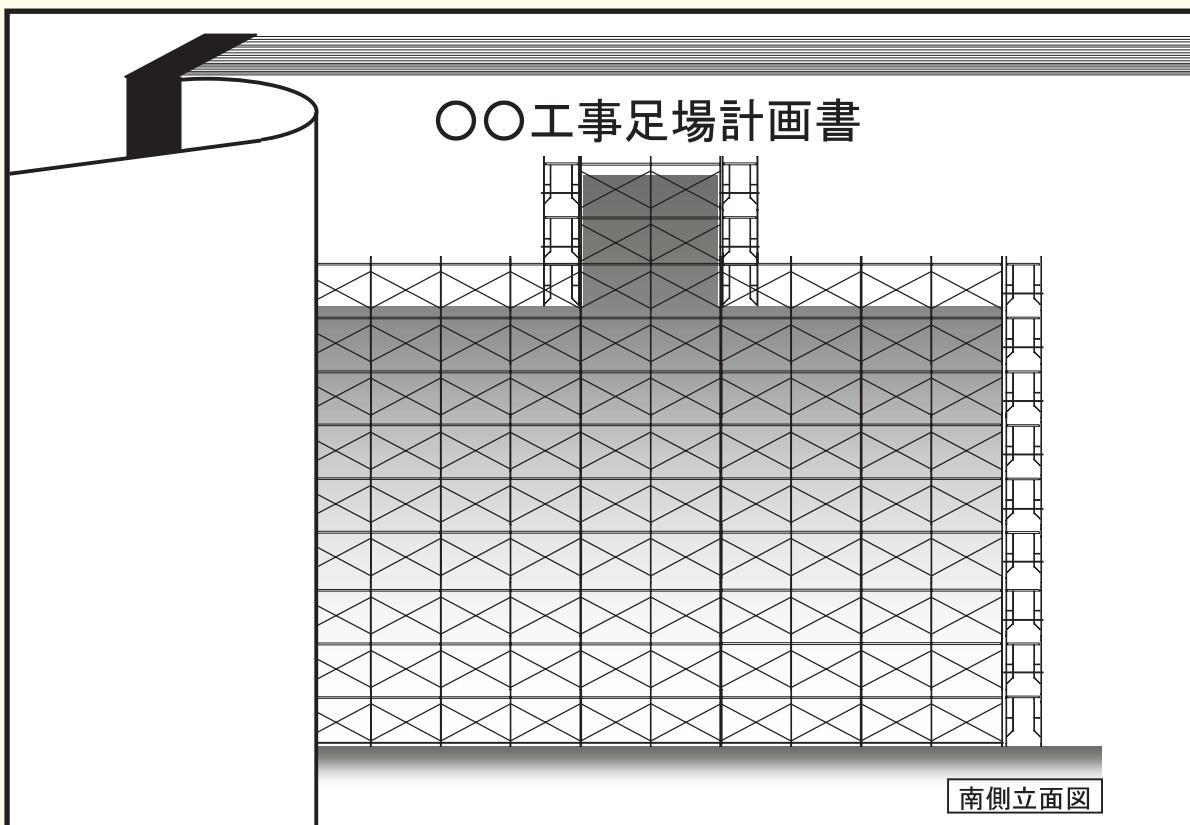


自主的な安全衛生活動を進めている事業者の皆様へ

# 計画届の 免除認定制度について



労働安全衛生法の改正により、労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると労働基準監督署長が認定した事業場については、機械等を設置する際に行う計画の届出義務が免除されます。

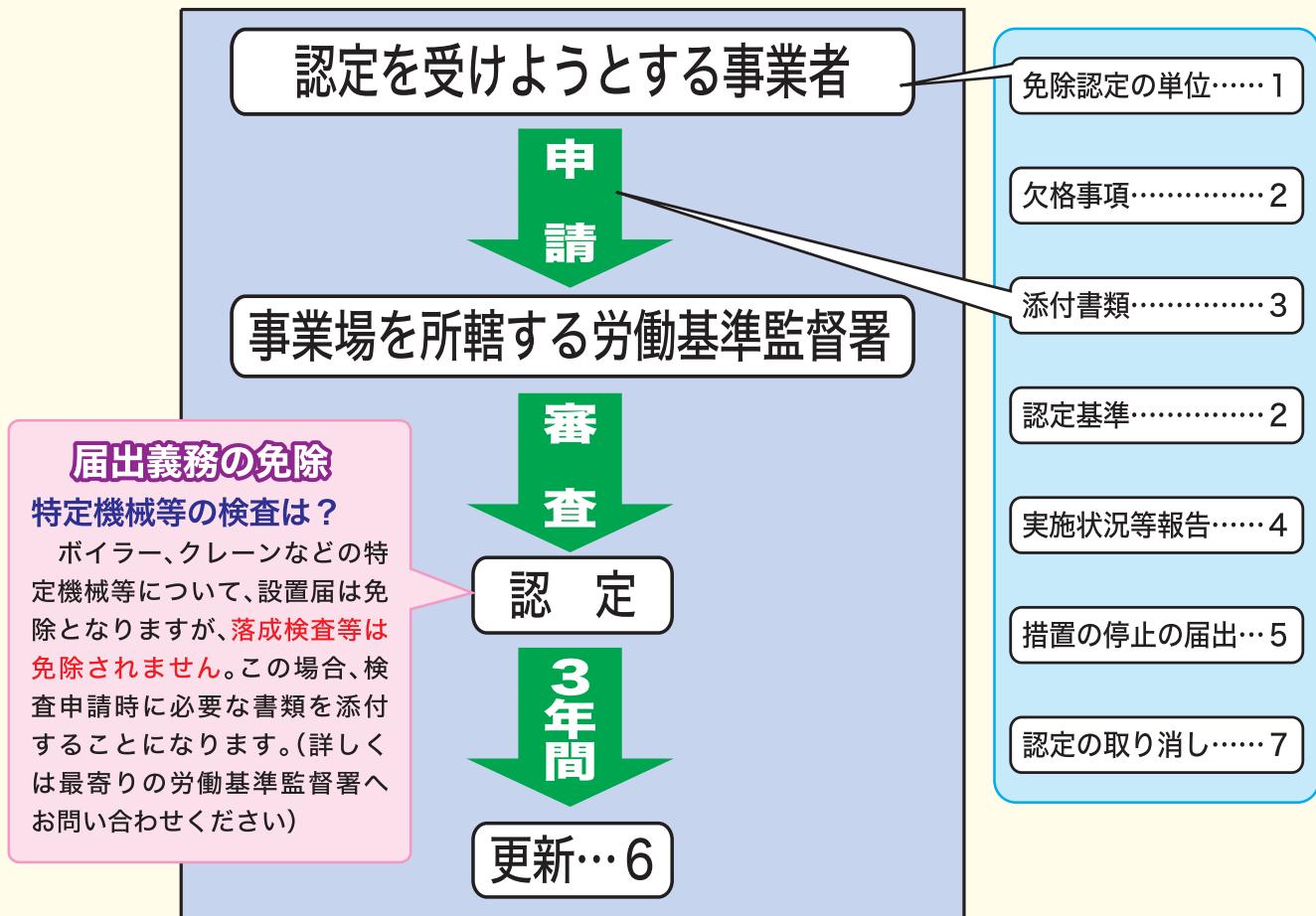
厚生労働省・都道府県労働局  
労 働 基 準 監 督 署

# 認定制度の概要

労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施しており、一定の安全衛生水準を上回る事業者は、労働基準監督署長の認定を受けることにより、労働安全衛生法第88条第1項及び第2項に基づく計画の届出義務が免除されることとなりました。

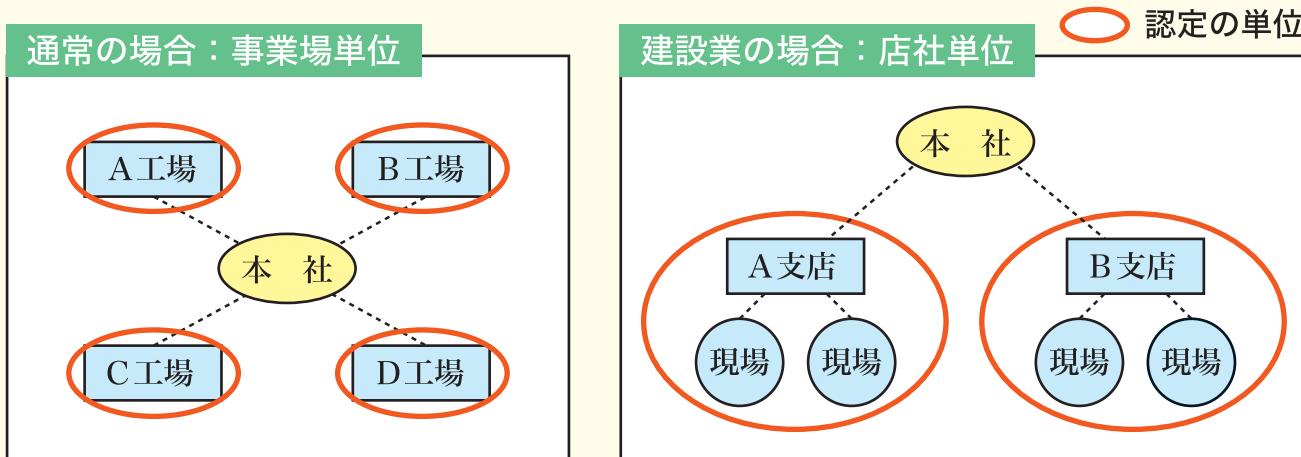
(免除対象機械等はリーフレット裏面をご覧ください。)

(注)ボイラー、クレーン等の特定機械等に係る検査は免除されません。



## 1 免除認定の単位

認定は「事業場」ごとに行います。ただし、建設業に限り「仕事の契約を行う事業場(店舗)」ごとに行います(店舗の傘下の現場に係る計画届が免除されます)。



## 2 認定を受けられる事業者(欠格事項・認定基準)

### 欠格事項 次の事項のいずれかに該当する場合は、認定を受けることができません。

- ①労働安全衛生法令の規定(認定を受けようとする事業場に係るものに限る。)に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ②認定を受けようとする事業場について労働安全衛生規則第87条の9の規定(取消しの項参照)により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ③法人で、その業務を行う役員のうちに①又は②のいずれかに該当する者があるもの

### 認定基準 次の基準のすべてを満たす事業者が認定を受けられます。

- ①労働安全衛生規則第87条の措置(労働安全衛生マネジメントシステム)を適切に実施していること
- ②労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること(注1)
- ③申請の日前1年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害(注2)が発生していないこと

注1:労働災害の発生率については労災保険のメリット収支率が75%以下である場合が該当します。なお、建設業の場合は、店社の傘下のすべての現場の労災保険のメリット収支率(申請の日前1年間に通知されたもの)の平均が75%以下である場合が該当します。(メリット制の適用がない場合等については最寄の労働基準監督署にお問い合わせください)

注2:自社の労働者又は関係請負人の労働者による労働災害(認定を受けようとする事業者に労働安全衛生法令上元方事業者等としての重大な責任があったものに限る。)のうち次のものが該当します。第三者に主たる原因のあるもの及び地震による災害等予見不可能なものは含まれません。

- ・死亡労働災害
- ・一度に3人以上の労働者に4日以上の休業又は身体障害を伴った労働災害
- ・爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告又は避難指示を伴ったもの

## — 労働安全衛生マネジメントシステムとは —

労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、トップの方針のもと、実施したリスクアセスメントの結果に基づき、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程(P D C A)を定めて行う自主的な安全衛生活動の仕組みです。厚生労働省においては、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を公表しています。

リスクアセスメントとは、職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るために、設備、原材料等や作業行動等に起因するリスクを調査するものです。なお、リスクアセスメントは、平成17年の改正で新設された労働安全衛生法第28条の2において努力義務とされており、厚生労働省では「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を公表しています。

### 3 申請時の添付書類（その1）

#### ①～③の添付書類

欠格事項に該当しないことを申し立てる書面を添付してください。申請者は記名・押印又は署名を行ってください。

##### 記載例(欠格事項)

申請に係る事業場について以下の欠格事項に該当いたしません。

平成〇年〇月〇日  
事業者職氏名  印

#### ⑤の添付書類

認定を受けようとする事業場のメリット収支率に関する以下の書類の写しを添付してください。なお、建設業の場合は、認定を受けようとする店社の傘下のすべての現場に関するものを添付するとともに、**メリット収支率の平均を計算した書面**も添付してください。（メリット制の適用がない場合等については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください）

【継続事業の場合（一括有期含む。）】

申請の日前1年間に通知された

**「労災保険率決定通知書」**

【有期事業の場合】

申請の日前1年間に通知された

**「改定確定保険料決定通知書」**

労災保険率決定通知書		
<input checked="" type="checkbox"/> 写		
改定確定保険料決定通知書		
<input checked="" type="checkbox"/> 写		

#### ⑥の添付書類

申請の日前1年間に死亡災害等重大な労働災害を発生させていないことを申し立てた書面を添付してください。申請者の記名・押印又は署名を行ってください。

##### 記載例(災害発生状況)

申請に係る事業場について死亡災害等重大な労働災害を発生させていません。

平成〇年〇月〇日  
事業者職氏名  印

申請書(様式第20号の2)に必要な添付書類を添えて労働基準監督署長あて申請してください。

計画届免除認定申請書(新規認定・更新)

①～③の添付書類と⑥の添付書類は1枚にまとめて差し支えありません。

## —申請から認定までの流れ—

### 認定を受けようとする事業者

#### STEP 1 欠格事項に該当していませんか？

①法令違反等で罰金刑等を受けたことはありませんか？(申請前2年)

②認定の取消しを受けたことはありませんか？(申請前2年)

③会社の役員に①、②に該当する方はいませんか？

#### STEP 2 認定基準に適合していますか？

④労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していますか？

労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していることについては、  
**申請前3か月以内に安全衛生について優れた識見を有する者の評価、監査を受けることが必要です。**

⑤労災保険のメリット収支率は75%以下ですか？

⑥死亡災害等重大な労働災害を発生させていないですか？(申請前1年)

申請

認定

所轄労働基準監督署

### 3 申請時の添付書類（その2）

#### ④の添付書類

労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していることを明らかにする書面として以下のものを添付してください。

安全又は衛生に関する有識者が作成した労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況についての評価書及び評価結果概要（申請前3か月以内に作成されたもの）

安全又は衛生に関する有識者が作成した評価に対する監査書

評価者・監査者が要件を満たしていることを証する書面

#### 評価、監査の流れ

- 2名以上の安全又は衛生に関する有識者による評価が必要です。
- 評価は以下の者による監査を受けている必要があります。

安全に関する有識者1名以上 + 衛生に関する有識者1名以上

安全又は衛生に関する有識者

評価

事業場

労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況

有効期間3年

#### 認定証の交付

計画届免除認定証

認定を受けた事業者には労働基準監督署長から認定証が交付されます。

認定の有効期間は3年間です。

#### 安全又は衛生に関する有識者

以下の要件の全てを満たす者が該当します。また、これと同等以上の知識経験を有する者も該当します。

- ・労働安全（又は衛生）コンサルタントとして3年以上の業務経験がある
- ・労働安全衛生マネジメントシステムについて3件以上の評価経験がある
- ・評価を行う事業場と認定の実施について利害関係がない

## 4 実施状況等報告について

認定を受けた事業者は、認定事業場ごとに、1年以内ごとに1回、実施状況等報告書(様式第20号の4)に以下の添付書類を添えて報告する必要があります。

認定の取消要件に該当しないことを説明する書面

システム監査結果

機械等の設置等の概要を記載した書面

認定証の記載事項の変更を証する書面

## 5 措置の停止の届出

労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を停止した場合は、その旨を遅滞なく所轄労働基準監督署長に届出るとともに、認定証を返納してください。

※認定事業場に係る事業のすべてが営業譲渡等された場合にも、同様にその旨を報告するとともに、認定証を返納してください。)

## 6 更新の申請

認定は3年ごとに更新を受ける必要があります。

更新の申請に当たっての手続は、認定申請時と基本的に同じです(添付書類等については「申請から認定までの流れ」のページを参照ください)が、以下の点が異なるため留意ください。(以下を満たさない場合は、新規認定申請の扱いとなります。)

更新申請の期限

更新申請は、認定の期間満了日の1か月前までに行う必要があります。

労働安全衛生マネジメントシステムの評価及び監査

新規申請の場合と同様に、労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していることについては、安全衛生について優れた識見を有する者の評価、監査を受けることが必要ですが、認定の期間の満了日の4か月前の日以降に実施されたものに限ります。

(例:認定の有効期限が平成21年4月30日の場合、平成20年12月30日以降に評価及び監査を受け、平成21年3月30日までに更新申請を行ってください。)

## 7 認定の取消し

認定を受けた事業者が以下のいずれかに該当することとなった場合は、労働基準監督署長が認定を取り消すことがあります。

欠格事項に該当するに至った場合

認定基準に適合しなくなったと認められる場合

実施状況等の報告の未提出又は虚偽報告を行った場合

不正の手段により認定又は更新を受けた場合

# — 免除の対象となる届出等一覧 —

下表の(1)～(3)に掲げる機械等の設置等についての届出(労働安全衛生法第88条第1項又は第2項)及び(4)の機械等についての設置等についての報告(労働安全衛生法第100条第1項)が免除されます。なお、(3)に掲げる機械等(特定機械等)に関する検査(落成検査等)は省略されません。

(1) 労働安全衛生法施行令第24条に定める事業場における建築物等 ((2)から(4)までに掲げるもの及び労働安全衛生規則第84条の2に定める建設物等を除く。)	
	動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）
	金属その他の鉱物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る。）
	化学設備（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）
	乾燥設備（労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。）
	アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）
	ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）
	機械集材装置（原動機の定格出力が7.5キロワットをこえるものに限る。）
	運材索道（支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。）
	軌道装置
	型わく支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）
	架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）
	足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあっては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）
(2) 労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（同令第84条の2及び第89条に定める機械等を除く。）	有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、ブッシュブル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）
	鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉱等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置
	労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置
	特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備
	特定化学設備及びその附属設備
	特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備
	特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であって、アクロレインに係るもの
	特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置
	電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。）、同令第15条第1項の放射線装置室、同令第22条第2項の放射性物質貯蔵作業室又は同令第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設
	事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの
	粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置
	粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はブッシュブル型換気装置
	特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備
(3) 特定機械等	ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ
(4) その他の機械等	小型ボイラー、クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満（スタッカーロードクレーンにあっては、0.5トン以上1トン未満）のもの）、デリック（つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの）、エレベーター（積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの）、簡易リフト

中小企業の場合、認定を受けた事業者の方は、継続メリットの適用を受ける際に、メリット増減幅が最大±45%となる特例メリット制の適用申請ができます。

(注)特例メリットの申請ができる中小企業とは、常時300人(金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人)以下の労働者を使用する企業です。

申請は監督署長の認定を受けた年度の次の年度の4月～9月です。(詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい)

このパンフレットに関するご質問は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。